

1 重点監査事項

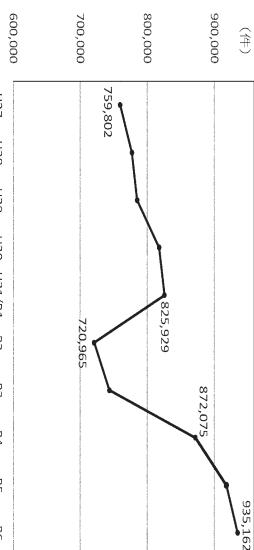
「救急相談センター（#7119）の取組について」

【選定理由】

片では、安全・安心な都市の実現に向け、都民からの救急要請に対して救急搬送を行っているが、令和6年の救急出場件数は93万件を超え過去最多となった。

片は、救急要請に対して迅速・的確な対応が求められることから、都民が救急搬送を求めるか判断に迷つた際などに、医師会と連携し、医師等による相談・案内を提供する救急相談センター（#7119）の運営を行うなど、救急搬送体制を充実強化する施策を進め、限られた人員及び車両（救急車274台（令和6年4月1日現在）等を最大限活用している。

救急出場件数の10年推移



このような状況の中においても、救急搬送された方のうち初診医師により軽症（軽易で入院を要さない）と判断された割合が54.2%（令和5年）に上るなど救急車を要請する緊急性の認められない事案も多いことから、真に救急車を必要とする都民に迅速・的確に対応できる体制の充実強化が進んでいるか確認する必要がある。

以上のことから、救急相談センター（#7119）の取組を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているか監査する。

＜救急相談の流れ＞



＜#7119とは＞

片は、救急車を呼ぶのが迷った時や診察可能な病院がわからぬ場合の都民の相談窓口として、相談医療チームが、緊急性に関するアドバイスや受診可能な医療機関の案内を24時間行っている。

【着眼点】

- ① 救急相談センター（#7119）の運営に当たり医師会等との連携や委託等に係る契約は適正か（合規性・効率性）
- ② 都民からの相談に対して救急相談センター（医療チーム）内で連携し適切に対応しているか（効率性）
- ③ 救急相談センター（#7119）の都民に向けた周知及び利用の促進への取組は適切か（有効性）

【結果の概要】

1 救急相談センター（#7119）の運営について

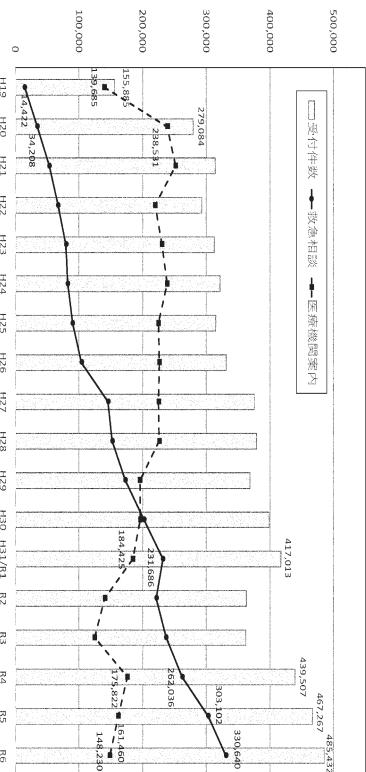
（1）救急相談センター（#7119）の設置及び運営について

救急相談センター（#7119）（以下「センター」という。）は、救急車需要の増加対策のため、既存の消防防災センターを改組する形で平成19年に設置され、都民からの電話による救急相談に対し、看護師等が、症状に応じての救急車を利用した緊急受診の要否、応急手当の実施方法、その他救急業務に関する相談や、医療機関案内などの情報提供等を行っている。

センターの体制は、創設以来逐次拡充してきたが、監査日（令和7年1月29日）現在、本部庁舎にセンター本体が、立川の防災センターに多摩分室があり、医師1名、看護師20名、応接職員でセンターを統括する監督員2名（うち1名は多摩分室）、多摩分室に常駐する通信員2名が在籍しており、電話30回線により、島しょ部を除く都民からの救急相談を24時間365日受け付けている。

令和6年の実績は、図1のとおりで、受付件数は485,432件と過去最多となつておらず、このうち救急相談件数は330,640件で、医療機関案内は148,230件となっている。

（図1）救急相談受付件数等の推移

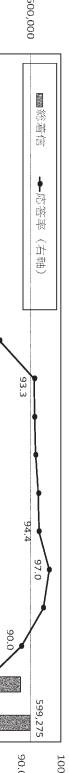


（単位：件）

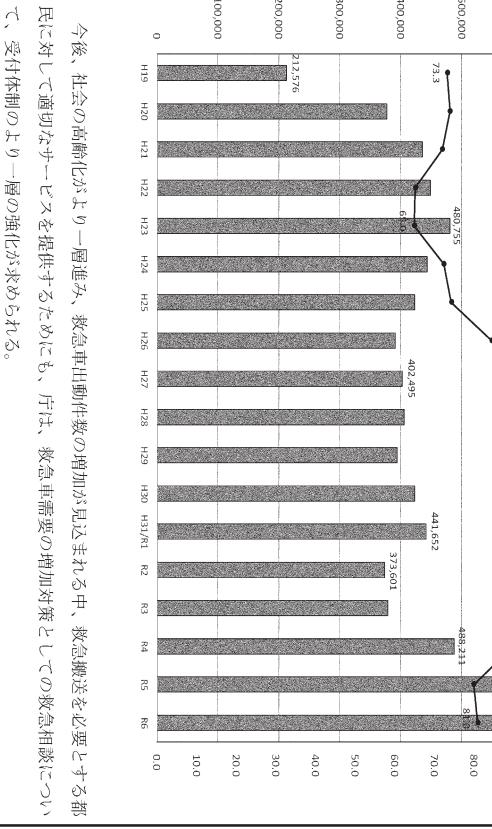
が、平成27年以来90%以上であったものが、令和5年に80.0%に大きく低下し、令和6年も低下したままとなっている。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大があり、その対応として専用のコールセンターが設けられ、救急相談の一部がそもそも対応されていたとみられ、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、専用のコールセンターが縮小・廃止される中、府も、令和5年度に後述する看護師による救急相談業務の一部業務委託により、相談受付体制を拡充していたが、その対応を上回る救急相談がセンターに寄せられたことによるものと考えられる。

（図2）センターの受電応答状況の推移



（単位：件、%）



（単位：件）

今後、社会の高齢化がより一層進み、救急車出動件数の増加が見込まれる中、救急搬送を必要とする都民に対して適切なサービスを提供するためにも、府は、救急車需要の増加対策としての救急相談について、受付体制のより一層の強化が求められる。

（2）運営に当たっての医師会等との連携について

府は、センターを運営するに当たり看護師を配置しているが、都民からの救急相談に対するアドバイスを行ふ際に、医学専門的な判断を可能とするため、センターに医師1名を常駐させており、この医師の派遣について、東京都医師会（以下「都医師会」という。）と協定を締結し、医師の確保について協力を得ている。

また、府は、センターで医療機関を案内するに当たり、都保健医療局と連携して「広域災害・救急医療情報システム」を設置し、災害拠点病院をはじめとする医療機関の患者受付対応が可能か否かの情報を共有することにより、随時、受入れ可能な医療機関を検索しながら、相談者への案内を行っている。

さらに、府は、センター創設時に都医師会の医師、救命医学の専門医、都保健医療局職員及び消防防災職

員で構成する「東京消防庁救急相談センター運営協議会」(以下「運営協議会」という。)を設置し、運営協議会は、関係者連携の下で、救急相談の受電応答状況の把握・分析や、センターの認知度向上に向けた広報活動の必要性や手法などを年3回検討・協議し、相談受付体制の拡充や利用促進に寄与している。一方、センターは、都保健医療局とセンターに配置された医師を交えた「合同カンファレンス」を平成22年以來、毎月開催し、救急相談のあった具体的な症例に対する回答内容や接遇についての意見交換等を行い、救急相談サービスの質の向上を図っている。

これらの取組により、庁が、都医師会等の関係機関と連携し、センターの相談受付体制の見直しや利用促進、救急相談サービスの向上に継続的に努めていることを確認した。

(3) 運営に当たっての業務委託等について

府は、受付件数や救急相談件数が増加する中、看護師を確実に確保・配置して救急相談業務に適切に対応するため、令和5年度から看護師による救急相談業務の一部を業務委託し、救急相談受付体制を強化している。

「東京消防庁救急相談センター一部業務委託」、「救急相談受付システム更新支援委託」、「インターネット接続サービスに関する契約」などセンター運営に関する契約16件全てを見たところ、指摘事項等に該当するものは確認できなかった。

2 都民からの相談を受けるセンター内の連携について

(1) 救急相談に当たっての医師と看護師との連携について

左右されず⁹、同じレベルで判断ができるようにするため、都医師会の協力により、成人、子供別に、聞き取った症状について救急車が必要かどうかの緊急性を類型化し、判断するための「救急医療にかかる緊急性判断プロトコール」(以下「プロトコール」という。)を作成し、相談対応の標準化を図るとともに、必要に応じて常駐する医師が医学的な判断を下している。

また、センターは、前述した都保健医療局とセンターの医師を交えた「合同カンファレンス」において、看護師等が相談を受けた具体的な症例がプロトコールの症例と類似するものがなく判断に困った事例などについて意見交換等し、医学的判断に基づく新たな対応を検討・協議し、対応の改善を図っている。

(2) 医療スタッフと庁職員との連携について

監督員は、勤務開始前の時間帯に救急相談を受け救急要請をした重症事案、特異な事案、広範事案等の情報を引き継ぎ、これから勤務を開始する医師や看護師等に伝達している。令和6年度からは、救急相談受付システムの改修により、医師や看護師等がセンター内の情報端末により、監督員からのこうした伝達事項を画面で確認できるようになっている。

府は、前述した令和5年度から一部業務委託の開始に当たり、相談受付業務を担う看護師に事前に担当の知識を付与するため、初期研修カリキュラムを運営協議会で審議の上作成し、都医師会の教育担当の医師と連携しながら、新たに業務に従事する看護師への教育を行った。

また、令和6年度からは、受託事業者自らが從事する看護師の資質を一定程度に確保することができるよう指導・教育するための「指導的立場の委託看護師」を配置する運用を開始し、受託事業者自らが行う看護師の教育体制を確立している。

なお、外国人からの相談については、まずは監督員が英語等による医療機関案内などを行っているが、それによる対応が困難な場合には、都保健医療局が運営し、英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語に電話で対応する「外国人患者向け医療情報サービス」を案内している。

こうした取組により、センターにおいて、医療スタッフと庁職員が連携しながら、安定的なセンターの運営や救急相談の質の向上に努めていることを確認した。

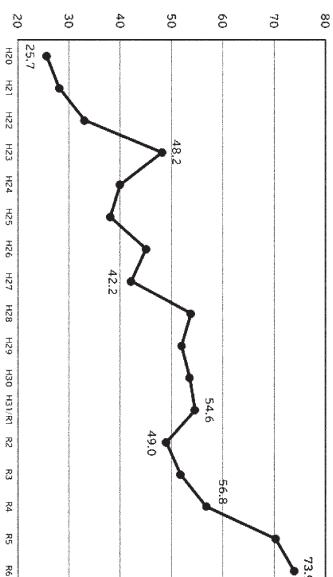
3 都民に向けた周知及び利用の促進について

センターの広報活動については、その創設以来、広報物としてポスター、リーフレット、冷蔵庫などに貼り付けられるマグネットなどの広報グッズを作成し、各地の区民祭りなど区市町村が開催するイベントや庁が春と秋に行う火災予防運動への参加者に対し、こうした広報物を配布するなどにより、継続的に認知度の向上を図っている。

また、府が、平成元年度から都民向けに毎年実施する「消防に関する世論調査」では、センター創設以来、センターの認知度や利用状況などを調査している。

センターの認知率は、図3のとおり、平成20年に約26%だったものが、令和6年には約74%に向上し、都民に浸透している。

(図3) センターの認知率の推移
(単位: %)



なお、府は、20歳代以下の認知率が60%台と若干低いことから、近年においては、若年層への影響力が強いYouTubeやTVerへ動画広告を掲出し、ターディットを絞った広報展開を行っている。

その際、利用促進を目的として若い世代にも受け入れられやすいよう、有名タレントの起用や漫画を使用した各種広報動画を製作・放映するなどの取組を行っていることを確認した。

【監査委員からの所見】

センターは、その創設以来、継続的な普及活動により認知度が向上し、救急相談件数も右肩上がりで増えており、救急車需要の増加対策の一つとして都民に浸透してきている。府は、今後も救急搬送が必要な都民へ確実にサービスを届けるとともに、都民の救急相談ニーズに的確に応えるため、看護師による相談受付体制を強化するなど、センターの体制の整備や質の向上に継続的に取り組んでいく必要がある。

1 重点監査事項

「資産の利活用について」

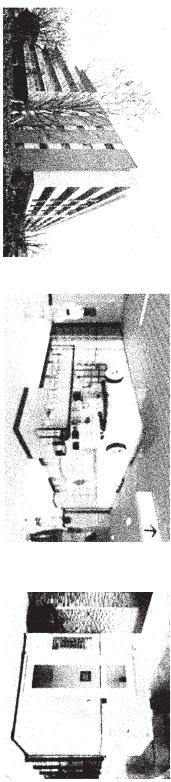
【選定理由】

局は、高速電車事業、交通事業、電気事業といった多様な事業に要する多数の資産を所有している。このうち、高速電車事業においては高架下・駅出入口用地等について、交通事業においては組織再編によって事業で使用しなくなった営業所跡地等について利活用するものとして、土地・建物等の貸付けを行っている。また、駅構内においては利用者のための利便施設としての店舗等を展開しており、これらを運輸雑収のうちの賃貸料収入、構内営業料収入として、令和5年度決算で約97億円の収入を得ている。

局は「東京都交通局経営計画2022」の中で、新型コロナウイルス感染症による人々の行動変容により、乗車料収入がコロナ禍前には戻らない見通しの中、こうした資産の利活用による収入確保の重要性は高まっている。一方、ニーズの変化を的確に捉えた様々な方策により、収入の増加を図っていく必要があるとしている。このため、局は、従来から展開していた、所有する土地・建物等の貸付けや構内営業等に加え、駅構内において個室型ワーケープスやおむつ等の育児用品自動販売機の設置、沿線セレクトショップ「とえいら」の開設など、新たなサービスの展開を進めている。

持続可能な経営基盤の維持のために、所有資産を適切に管理して利活用につなげ、旅客需要の創出、収益力の強化を図っていくことは重要である。一方、公営交通事業者として社会貢献の視点を踏まえた取組を行っていくため、財務局を通じて区市町村に對し局有地の情報提供等も行っている。

以上のことから、資産の利活用を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。



(出典：局提供資料)

【着眼点】

- ① 各事業所における資産の管理、土地・建物等の利活用及び構内営業の許可に係る事務、賃貸料の算定等が適切に行われているか（経済性、合規性）
- ② 旅客需要創出、収益力強化に向けた取組が行われているか（効率性、経済性、有効性、合規性）
- ③ 都の施策との連携等社会貢献の視点を踏まえた取組が行われているか（効率性、経済性、有効性、合規性）

報 公 都 京 東

【結果の概要】

- ① 各事業所における資産の管理、土地・建物等の利活用及び構内営業の許可に係る事務、賃貸料の算定等が適切に行われているか

(1) 交通局における土地・建物等の利活用

局は、多数の公有財産（土地・建物等）を管理しており、公有財産は、行政目的を遂行するための物的手段として所有している行政財産と、それ以外の一切の公有財産である普通財産に大別される。

行政財産は、庁舎（敷地及び建物）や駅出入口用地等であり、本来の用途を妨げない限度において使用許可ができるとしており、使用者から使用料を徴収している。また、地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの駅構内においては、使用許可により、店舗及び自動販売機等の設置を認め、一般財団法人東京都営交通協力会を通じて、使用料として構内営業料（売上の一定割合）を徴収している。そのほか、携帯電話等の基地局設置のための使用許可や、地下鉄全線に光ファイバーケーブルを敷設し通信事業者に貸し付ける等通信事業関係の使用料を徴収している。

普通財産は、私法上の立場で活用することで、その経済的価値を發揮させ、行政に寄与させるものとしており、行政目的が終了した未利用地（旧営業所用地等）や高架下等を貸し付け、賃貸料を得ている。普通財産については、局が直営で管理しているもののか、局の事業協力団体に管理させているものもあり、事業協力団体を通じて収益の一割割合等を賃貸料として徴収している。

これら局における土地・建物等の利活用は、資産運用部が制度を所管しており、財産を所管する各部署と連絡調整しながら、利活用事業を進めている。

(2) 貸付け・使用許可等に係る事務について

資産運用部において、貸付け・使用許可等に係る事務が各規程に則して適切に行われているか、契約書や使用許可及び收入調定に係る起案等を抽出により確認し、類似案件の比較等により検証した。

その結果、監査を行った限りにおいて、賃貸料等の算定誤りや徴収漏れ等は認められず、部が案件ごとの特性を見極めながら賃貸料等の設定や土地価格の変動等に伴う見直しに取り組んでいる状況を確認した。

(3) 未利用地について

行政目的が終了した行政財産については、用途廃止した上で、所管部が資産運用部へ引き継ぎ、普通財産として利活用する。そこで、各事業所内に、資産運用部へ引き継ぐべき未利用地がないか見たところ、特に指摘等すべき事項は見受けられなかった。

(4) 行政財産の使用許可について

資産運用部は、資産所管部署と許可条件の調整等を行なながら、行政財産を使用許可している。行政財産の使用許可の例としては、電気・ガス等の事業者に対する軌道用地における管路の敷設、保守業務の受託者に対する庁舎用地内における詰所等の設置などがある。

また、地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの駅構内においては、駆利用者や地下鉄事業の支障にならない範囲で、店舗や自動販売機等の設置を認めている。

そこで、各事業所内で確認可能な案件について、使用許可条件どおり使用されているか、使用許可なく使用されている案件がないか現地確認を行った。その結果、許可なく掲示板等が設置されている状況が認められたことから、別項指摘事項のとおり、改善を求めた。

② 旅客需要創出、収益力強化に向けた取組が行われているか

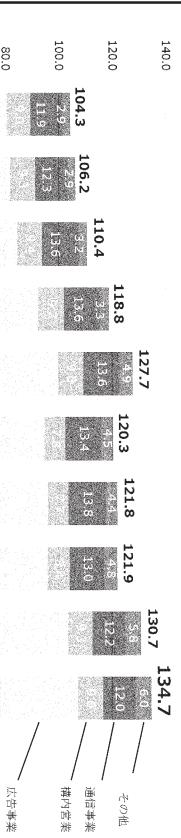
(1) 近年の収入の推移

局は、地下鉄出入口の構築に伴い取得した土地や、廃止したバス営業所等の本来事業の用に供していない土地・建物等の利活用等により、図のとおり、着実に収益力を強化してきた。また、土地・建物等の利活用による収入は、コロナ禍によって急激に乗車料収入が減少した際にも堅調に推移し、局にとって安定した収入源となっている。

令和6（2024）年度は、賃貸料収入（土地、建物、通信事業の合計）、構内営業料収入とともに前年度に比べ増加しており、建物、土地に次いで大きい割合を占める広告事業等を含めた関連事業収入（約）134億円と過去最高となった。

(図) 近年の関連事業収入の推移

(単位：億円、税抜)



(2) 土地に係る賃貸料収入について

土地に係る賃貸料収入は、賃貸料算定の基礎となる地価の上昇が続いていることや新たな利活用案件により増加してきた。

例えば、平成28（2016）年度は、巣鴨自動車営業所建替えに伴い余剰となった土地の貸付開始（ホテル）や、用賃職員寮跡地の貸付開始（保育所を併設したサービス付き高齢者向け住宅）により収入増となっている。

令和元（2019）年度は、開所した巣鴨自動車営業所大塚支所跡地について、大学施設として貸付開始となり、用賃職員寮跡地の貸付開始（保育所を併設したサービス付き高齢者向け住宅）により収入増となつたことに伴い、収入が増加している。本件は、建物竣工までは賃貸料を減額する契約であり、令和5（2023）年度から正規の賃貸料となつたことから、さらに収入が増加している。

令和6（2024）年度においては、国内初となるバス営業所内への水素ステーションの設置用地として、有明自動車営業所敷地の一部を新たに貸し付けた。



バス営業所跡地 (ホーラル)

バス営業所跡地 (大学施設)

バス営業所内水素ステーション

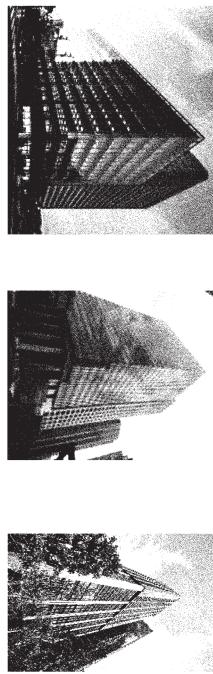
(出典: 同提供資料)

青葉セントラルタワー「ヒューリー」の店舗

オリジナル商品の例

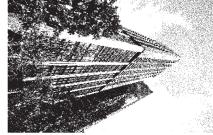
(出典: 同提供資料)

オリジナル商品の例



工務事務所跡地 (ラティス青山スクエア)

(出典: 同提供資料)



大門附地 (WTC annex)

(出典: 同提供資料)

(4) 構内営業料収入について

駅構内においては、駅利用者の利便性向上の観点から、専門店舗、自動販売機、コインロッカーや等を使用許可し、構内営業料収入を得ている。

構内営業料については、駅利用者数の増減に影響を受けるため、コロナ禍においては収入額が減少したが、駅利用者数の緩やかな回復や猛暑による自動販売機の売上増等により令和6(2024)年度は増加した。

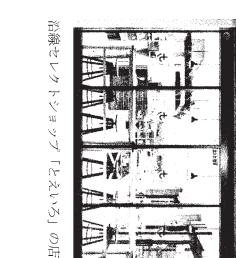
令和6年5月には、都営交通初となる沿線セレクトショップ「とえいいろ」を市ヶ谷駅構内に開設した。本店舗では、沿線の魅力ある商品を取り揃えるとともに、沿線企業と局がコラボレーションしたオリジナル商品を販売しており、沿線地域の魅力発信や活性化を通じた旅客需要創出に向けて取り組んでいることを確認した。

(3) 建物に係る賃貸料収入について
建物に係る賃貸料収入は、駅舎駅舎所等を併設した局所有の建物、市街地再開発事業による共同所有の建物から得られる収入であるが、こちらも賃貸料算定の基礎となる地価の上昇が続いていることや新たな利活用案件により増加してきた。

例えば、平成28(2016)年度は、工務事務所跡地を活用した共同所有ビル（ラティス青山スクエア）が貸付開始になったことから収入が増加した。

平成30(2018)年度は品川自動車営業所目黒分駐所跡地を活用した共同所有ビル（目黒セントラルスクエア）が貸付開始になったことから収入増となつた。

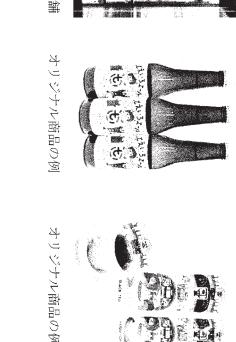
令和6(2024)年度については、局が大門庁舎敷地の地権者として浜松町二丁目地区第一種市街地再開発事業に参画し、権利交換を受けた共同所有ビル（WTC annex）の貸付けが開始となつた。



青葉セントラルタワー「ヒューリー」の店舗

オリジナル商品の例

(出典: 同提供資料)

**(3) 都の施策との連携等社会貢献の視点を踏まえた取組が行われているか****(1) 福祉インフラ施設等の整備に向けた取組**

局は、用地確保が困難な都市部における福祉インフラ施設の整備に貢献するため、廃止した用賃職員寮跡地を活用し、保育所及び高齢者向け施設の両方の整備を条件とする土地の一般定期借地権者の公募を実施した。これにより、都の公営企業用地を活用した福祉インフラ整備事業の第1号案件となる、保育所を併設したサービス付き高齢者向け住宅が平成29年に開業した。

また、巣鴨自動車営業所大塚支所跡地の活用においては、地元区からの要望を受けて保育所等の併設を公募条件としており、貸付けに当たっては前述の大学施設内に保育所等が併設されている。

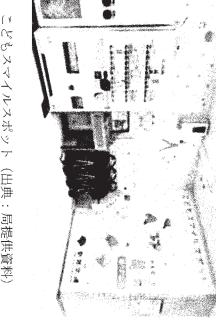
さらに、保育事業者が都有地を活用して保育所の開設を希望する場合の候補地として、財務局を通じて区市町村等へ、監査日（令和7年4月22日）現在、13件の局有地の情報提供を行っている。これをきっかけに、区市町村の要望を受けて、駐車場用地として暫定活用していた土地を、保育所用地として貸付けに切り替えた例もある。

駅前の高架下等については、駐輪場用地として地元区に多数の貸付けを行っており、駅周辺の放置自転車対策に貢献している。

(2) 構内営業における都の施策との連携

障害者の雇用機会拡大への支援の観点から、地元区との連携により、パン、軽食等を取り扱う障害者が働く店舗を4か所の駅構内（大門駅、高島平駅、人形町駅、若松河田駅）で使用許可しており、これらのは増加した。

また、レンタルベビーカー及び育児用品自動販売機（乳児用液体ミルクや紙おむつなど）を備えた「こどもスマイルズボット」を、令和5年度は1駅（上野御徒町駅）で、令和6年度は2駅（門前仲町駅、新宿西口駅）で開設し、小さな子ども連れの方が安心して外出できる環境づくり、社会全体で子育てを応援する気運の醸成に努めている。



こどもスマイルスポット (出典: 局提供資料)

【監査委員からの所見】

局は、都の施策と連動しながら、社会貢献の視点を踏まえた様々な取組を行うとともに、土地・建物等の資産の利活用により、関連事業収益を増加させてきた。都民の足である都営交通事業の持続可能な経営基盤を維持するためにも、今後も様々な社会の変化に適応した活用方法の見直しを行いながら、より一層資産の利活用による収益確保を図っていく必要がある。

(交通局)

2 指摘事項等

【指摘事項】

(重点監査事項) (財産)

(1) 土地の管理を適正に行うべきもの

局は、東京都交通局公有財産規程(昭和39年4月1日付交通局規程第17号)において、局が所有する公有財産の現状を把握し、公有財産に係る管理事務を適正に行うことを定めている。そこで、小滝橋自動車営業所杉並支所及び早稲田自動車営業所青梅支所において土地の管理状況を確認したところ、表1のとおり、監査日現在、使用許可されていない設置物が認められた。

このことについて各所は、当該設置物が長年設置されていることは把握しているが、使用許可なく設置された経緯は不明であるとしている。所管する土地に使用許可していない設置物があるにもかかわらず、これを看過していたことは適正でない。

各所は、所管する土地の管理を適正に行われたい。

(表1) 使用許可されていない設置物の概要

所管営業所	監査日	設置場所	設置物			設置者	数量
			設置物	設置者	設置者		
小滝橋自動車営業所	令和7.4.10	杉並支所(フェンス)	町会掲示板	近隣町会	近隣町会	1	1
杉並支所		代田操車場(フェンス)	町会掲示板	近隣町会	近隣町会	1	1
早稲田自動車営業所	令和7.4.14	青梅支所(隣接駐車場)	駐車場番号	隣接駐車場	隣接駐車場	8	8
青梅支所		の間のフェンス	ブレード	管理者	管理者		

(単位: 枚)

(支出)

(2) 委託業務の資格要件の確認を適切に行うべきもの

自動車部は、ターミナル等における運行業務補助等委託を表2のとおり、一般財団法人東京都都営交通協力会と契約している。

この契約では、表3の履行場所において、都営バス車両の人換業務があるため、この業務を行う担当者の資格要件について、大型自動車第一種免許又は大型自動車第二種免許の保持者であることを定めており、部は、資格要件を満たしていることを、契約当初に業務担当者の免許証の写しを提出させることで確認している。そこで、当該資格要件について確認したところ、委託契約期間内に免許証の有効期限が到来する者が41人中1人いたにもかかわらず、部は、免許証の更新が行われたことを写しの提出をさせて確認していなかった。また、仕様書でも委託契約期間内に免許証の更新をした場合に免許証の写しを提出させることは定められていなかつた。

適正な資格を持った者が都営バス車両の人換業務を行っていることが確認できるよう、部は、委託業務の資格要件の確認を適切に行われたい。

(交通局)

(表2) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
ターミナル等における運行業務補助等委託	令和6.4.1～令和7.3.31	434,971,900

(表3) バス車両の人換業務に係る履行場所

渋谷駅東口、池袋駅東口、池袋駅東口降車口、大塚駅前、竹ノ塚駅前、日暮里駅、豊海水道駅頭換車場
--

(支出)

(3) 仕様内容を適切に定めるとともに予定価格を適正に定めるべきもの

委託契約において、適正な履行を確保するためには、数量等の規範を予め仕様書に明示し、予定価格を適正に定める必要がある。そこで、仕様書が適切に作成されているか確認したところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

ア 電車部は、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの全駅並びに総合庁舎の日常清掃について、表4のとおり、地下鉄駅等施設の清掃委託契約を一般財團法人東京都都営交通協力会と締結して実施しており、「業務計画・実施報告書」により、受託者の業務の履行確認を行っている。

そこで、清掃業務について、トイレ、事務室等の場所に適した方法により、定められた頻度で履行しているか確認するため仕様書を見たところ、床面清掃や水回り清掃等の清掃区分別に場所を整理し、清掃作業の内容と実施の頻度は指定されているが、庁舎については各階の面積が掲載されているのみで、どのような清掃区分の場所がどの程度の規模で存在するか不明であった。

清掃業務においては、庁舎の各階の面積だけではなく、清掃区分が異なる清掃場所ごとの面積、トイレの便器の数等が、規模の把握に必要な要素であるところ、駅については異なる清掃区分ごとに規模が記載されているにもかかわらず、庁舎については記載されていないことは適切でない。

また、予定価格の決定に係る積算についても、算定の根拠となる積上げがなく、適正であることが確認できない。特命随意契約であっても、適正に積算した上で予定価格を定め、適正な履行を確保するためには、数量等の規範を明示して契約する必要がある。

(表4) 契約の概要

契約件名	契約期間	委託内容	契約金額
地下鉄駅等施設の清掃委託	令和6.4.1～令和7.3.31	都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの各駅施設並びに総合庁舎の清掃	1,664,226,300

イ 新宿線電気管理所では、表5のとおり、新宿線電気所清掃委託（前期）により、3カ所の変電所の清掃を総括契約により委託している。このうち、江戸川変電所においては、庁舎内の床面清掃のほか屋外における雑草及び低木の伐採（以下「草刈り」という。）を行っている。この作業には、地面に自生している雑草等を除去する作業のほか、敷地境界に設置されているフェンス（金網）に絡みついた雑草の草刈りも含まれている。

そこで、江戸川変電所における庁舎屋外の敷地内における草刈りに関する仕様内容及び工事写真について確認したところ、仕様書上、草刈りの対象面積は80.2m²とされているが、大半

がアスファルト舗装されている。このため、草刈りを要する部分は、敷地内の壁際、フェンス等の一部に限定され、実際の作業面積と大きく異なっていることが認められた。

仕様内容と実際の作業内容に乖離が生じていることは適切でない。

電車部は、仕様書に清掃区分ごとの数量等の規模を明示し予定価格を適正に定めて契約された。新宿線電気管理所は、清掃委託契約における仕様内容を適切に定められたい。

(交通局)

(表5) 契約の概要		
	(単位: 円)	
契約件名 新宿線愛電清掃委託(前期)	契約期間 令和6.7.22～令和6.9.30	契約金額 891,000

(支出)

(4) 複数の工事契約をまとめるにより適切に契約手続を行うべきもの

事業所長が処理する契約事務に関する要綱(昭和59年2月17日付58交総第1044号)により、交通局における事業所長契約(3者以上の見積り合わせによる随意契約)の上限金額は、予定価格が250万円未満の契約と定められている。そこで、各所の契約が適切に行われているか確認したところ、次のことおり、一括して発注すべき工事案件について分割発注を行っている状況が認められた。

ア 交通局は、「東京都交通局経営計画2022」において、令和4年度を初年度とした3か年の経営と、その実現のための具体的な取組を示しており、地下駅等の照明のLED化を、2027年度(令和9年度)までに完了すること、また、片倉・営業所等については、片倉の大規模改修等に合わせて実施することとしている。

総合指令所において、照明に係る改修工事が複数回実施されていたので確認したところ、表6の工事は全て、対象フロアの全ての蛍光灯をLED照明へ変更する改修工事であり、それぞれが事業所長契約の上限金額である250万円未満の契約となつておらず、分割発注を行っている状況が認められた。

これらの工事内容は、照明器具の改修及び取付けで、電気事業者であれば施工可能な内容であること、見積り合わせによる随意契約を行っていること、実施時期については工事実施計画や工程表により調整を行うことが可能であることから、合理的な理由がないまま7件に分割して発注したことは適切でなく、工事が計画的に行われておらず非効率となっている。

本件の照明改修工事について、事業所長契約で実施できる金額を超えていることは明らかであるにもかかわらず、電車部が、建設工務部による当該工舎の改修工事の計画では10年程度先になることを理由に、あえて分割発注による工事を所に行わせたことは適切でない。

所は、工事に係る契約を適切に行う必要がある。

(表6) 総合指令所における照明改修工事

(単位: 円)

項目番号	契約件名	改修対象	起工日	契約金額
1	2階照明改修工事	現庁舎2階廊道室内ほか	令和6.7.19	2,448,710
2	指令室照明改修工事	現庁舎4階機械室内ほか	令和6.7.23	2,395,800
3	屋外照明ほか改修工事	旧庁舎屋外壁付け照明、電気室内ほか	令和6.7.23	2,432,122
4	3階照明改修工事	現庁舎3階室内照明	令和6.11.8	2,411,530
5	4階ほか照明改修工事	旧庁舎	令和6.11.12	2,295,590
6	2階非常照明改修工事	現庁舎	令和7.2.4	1,979,868
7	5階外2か所非常照明改修工事	現庁舎	令和7.2.18	2,472,800